

防官政第8406号

19. 8. 30

一部改正 防官文(事)第18号

27. 10. 1

一部改正 防官企(事)第350号

令和2年8月26日

一部改正 防官文(事)第161号

令和3年6月30日

大臣官房長  
各局長  
各防衛参事官 へ  
装備本部長  
防衛施設庁長官

事務次官

地方防衛局の所掌事務に対する行政の考査の実施要領について（通達）

標記について、別添のとおり定められ、平成19年9月1日から施行することとされたので通達する。

添付書類：地方防衛局の所掌事務に対する行政の考査の実施要領

## 地方防衛局の所掌事務に対する行政の考査の実施要領

### 第1 趣旨

この実施要領は、地方防衛局の所掌事務に対する行政の考査（以下「考査」という。）に関し必要な事項を定める。

### 第2 目的

考査は、業務の実施状況について、主として合規性、適正性、能率性等の観点から調査し、及び評価して、業務運営の改善事項を提示することを目的とする。

### 第3 実施体制

- 1 考査は、大臣官房企画評価課長（以下「企画評価課長」という。）、職務として考査を行うべき職員及び防衛省本省の内部部局又は防衛装備庁の内部部局の職員で大臣官房長から考査を行うべき職員として指名された者（以下「考査職員」という。）が実施し、大臣官房長が統括する。
- 2 地方協力局総務課長は、企画評価課長の求めに応じ、地方防衛局の管理及び運営一般の観点から考査に協力するものとする。

### 第4 考査職員の権限

考査職員は、考査を行うため必要な限度において、書類若しくは物件の提示を求め、又は関係者に質問し、若しくは説明を求めることができる。

### 第5 考査職員の遵守事項

考査職員は、考査の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 常に公正かつ温和な態度であること。
- (2) 正確な資料及び事実に基づいて厳正に行うこと。
- (3) 業務の運営に支障を与えないよう配慮すること。
- (4) 過誤や不正行為の糾明、事務運営上の支障となるものの発見等に当たっては、その原因について十分検討すること。
- (5) 欠陥を指摘するほか、長所の賞揚に留意すること。
- (6) 改善意見の提示に当たっては、いたずらに理論に走ることなく、実情に即し

て行うこと。

(7) 考査上知り得た事項をみだりに他人に漏らし、又は自ら窃用してはならない。

## 第6 考査の種類

考査の種類は次のとおりとする。

- (1) 定期考査
- (2) 特定考査

## 第7 定期考査

- 1 定期考査は、各地方防衛局の所掌事務に関し横断的な見地から、原則として、2年に1回実施する。
- 2 定期考査は、電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて実施することを基本とし、必要に応じ実地において実施するものとする。
- 3 企画評価課長は、定期考査の対象が、他に行われる地方防衛局の業務の適正を確保するための検証、監察その他の措置（第8第2項において「他に行われる措置」という。）の対象と重複しないよう留意するものとする。

## 第8 特定考査

- 1 特定考査は、大臣官房長の命を受けて、時機に即した特定の事項について、機動的に実施する。
- 2 企画評価課長は、特定考査の対象が、定期考査及び他に行われる措置の対象と重複しないことを確保するため、必要があると認めるときは、大臣官房長に対して意見を述べるものとする。

## 第9 考査結果の報告

- 1 考査職員は、考査が終了したときは、遅滞なく、大臣官房長に考査結果を報告しなければならない。
- 2 大臣官房長は、考査結果のうち必要と認められるものを防衛大臣に報告するものとする。
- 3 企画評価課長は、必要と認める場合には、考査結果を当該考査結果に係りのある地方防衛局に事務を分掌させている防衛省本省の内部部局及び防衛装備庁の内部部局の各課（これに準ずる組織を含む。以下同じ。）並びに被考査機関（以下「関係機関」という。）の長に送付する。

ただし、防衛装備庁の内部部局の各課にあつては、防衛装備庁長官官房監察監査・評価官を通じて行うものとする。

#### 第10 改善事項の提示

- 1 企画評価課長は、考査の結果必要と認める事項について、大臣官房長の命を受けて、関係機関の長に対し、必要な改善事項の提示を行う。
- 2 前項の規定により、改善事項の提示を受けた関係機関の長は、それに基づき必要な措置をとり、その結果を遅滞なく大臣官房長に報告しなければならない。

#### 第11 推賞措置

企画評価課長は、考査の結果特に優良と認める機関又は職員があるときは、これを表彰するため、関係機関の長に対して意見を提示する等必要な措置をとる。

#### 第12 地方防衛局が行う考査

- 1 各地方防衛局は、必要に応じ自ら考査を行う。この場合において、当該各地方防衛局長が自ら行う考査（次項において「自体考査」という。）の実施に関し必要な事項は、各地方防衛局長がこの要領の趣旨にのっとり定める。
- 2 各地方防衛局長は、自体考査を実施したときは、その結果を速やかに大臣官房長に報告しなければならない。

#### 第13 委任規定

第12第1項の規定により各地方防衛局長が定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、大臣官房長が定める。